

法定外の労災保険の付保の要件化について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35条）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられました。

公共建築室が発注する工事においても、法定外の労災保険の付保を要件化し、現場管理費率に1.01を乗じて予定価格へ反映することとなりましたのでお知らせします。

1. 法定外の労災保険とは

業務上または通勤途上の災害を被った場合に、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度です。

【建設工事に関連する保険等（出典：公共工事標準請負契約約款の解説）】

目的	保険等の種類
工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険	建設工事保険 土木工事保険 組立保険 火災保険
建設機械器具に生じる損害を填補する工事	動産総合保険 機械保険
運送中の工事材料、建設機械器具等に生じる損害を填補する保険	貨物海上保険 運送保険
工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補填する保険	請負業者賠償責任保険
工事作業員・作業員の身体傷害を補填する保険	法定外労災補償（建設共済等） 労働災害総合保険 傷害保険

上記などの保険を「法定外の労災保険」という。

2. 対象工事について

令和3年12月1日以降公告案件より全ての工事

3. 補足説明書への明示

補足説明書において法定外の労災保険に付さなければならない旨を明記いたします。

4. 確認資料の提出について

工事着手までに、確認書類（証券の写し等）を監督職員へ提出すること。

なお、保険の等級や特約の有無等の契約内容は問わず、原則、当該工事に係る保険契約の事実のみを求めるものとします。

問い合わせ先
大阪府建築部公共建築室計画課推進G
TEL:06-6941-0351（内線）6827